平成２２年（フ）第２７２号
青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字福清水76番地４
債務者　小笠原由昭
１　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２８８号
青森県弘前市大字堅田２丁目６番地24　サニーハイツ102号
債務者　桜庭真知子
１　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２９０号
広島県福山市引野町北４丁目22番６号、旧住所広島県福山市春日町５丁目５番19号
債務者　入江　正男
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２２３号
松江市春日町38番地２　清原方
債務者　保坂　忠彦
１　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８２０号
熊本市江津１丁目33番18号　レイクサイドえず101号室
債務者　嶽下　貴光
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３８号
広島県福山市駅家町大字万能倉99番地４
債務者　森政　和子
１　決定年月日時　平成22年12月13日午前８時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３４１号
広島県福山市赤坂町大字早戸295番地169
債務者　川口　一也
１　決定年月日時　平成22年12月13日午前８時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３７６号
広島県府中市高木町1088番地１　パークビレッジＢ―102、旧住所広島県府中市栗柄町474番地２
債務者　濱野　孝弘
１　決定年月日時　平成22年12月13日午前８時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１９号
釧路市入江町５番９号　ノース入江201号
債務者　朝倉　妙子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３３７号
釧路市芦野２丁目20番６号　パレットハウス205号
債務者　羽田野俊彦
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３３５１号
横浜市南区真金町２丁目16番地　米田ビル201
債務者　水口　陽代
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５８号
横浜市港北区下田町６丁目23番31号
債務者　石川亜矢子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３８号
愛知県岡崎市中之郷町字屋外11番地48
債務者　松本　美奈
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
岡山市北区白石194番地１　サンハイツいたのＣ101
債務者　西村　麻衣（旧姓景山）
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５７号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目25番23号
債務者　新田　祐子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０号
秋田県仙北市角館町水ノ目沢116番地、前住所秋田県仙北市田沢湖生保内字牛沢23番地21
債務者　菅原　伸子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月10日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部